

令和6年2月20日招集の定例県議会
における追加議案の知事提案説明要旨

ただいま、御提案申し上げました議案につきまして、御説明いたします。

はじめに、第55号議案「令和5年度埼玉県一般会計補正予算（第7号）」の主な内容について申し上げます。

まず、歳入についてでございます。

県税につきましては、個人県民税や法人二税などを中心に増収が見込まれることから、170億円の増額を計上しております。

地方譲与税につきましては、特別法人事業譲与税の増収が見込まれることから、約102億円の増額を計上しております。

地方交付税につきましては、国の補正予算に伴い地方交付税総額が増額され、普通交付税の再算定を行った結果などにより、約256億円の増額を計上しております。

また、県債につきましては、臨時財政対策債の減額や事業執行に伴う調整により、合計で約169億円の減額を計上しております。

次に、歳出のうち、国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」に基づく補正予算への対応についてです。

公立小中学校等における情報機器の整備に要する原資について公立学校情報機器整備基金に積み立てるとともに、これを活用し、市町村が令和6年度に予定している1人1台端末の更新等の費用の一部を補助します。

また、県立高等学校におけるデジタル分野等の人材育成に向けて、ICT機器の導入等の環境整備を行います。

さらに、介護・障害福祉サービス従事者の処遇改善を図るため、職員の処遇改善に取り組む事業所に対して、一人当たり月額6,000円程度の賃上げに必要な費用を補助します。

次に、その他の歳出についてです。

給与費につきましては、執行見込額と既定予算額との調整を行います。

公債費につきましても、執行見込額と既定予算額との調整を行うほか、満期一括償還に係る経費を計上しております。

その他の経費につきましては、国庫支出金の確定や年度内の執行見込みに基づく事業量の増減などに伴う補正を計上しております。

なお、財源調整のための基金につきましては、本年度の収支の見通しを踏まえて一部取崩しを中止することとし、その上で、県税収入額が地方交付税算定上の見込みを上回ったことに伴う普通交付税の精算への対応など、より安定した財政運営を図るため、財政調整

基金に450億円、県債管理基金に約91億円を積み増すこととしております。

歳入歳出予算以外では、年度内に完了する見込みが立たない事業に係る繰越明許費の設定などをお願いしております。

以上の結果、一般会計の補正予算額は、632億862万4千円の減額となり、既定予算と先に御提案申し上げました補正予算第6号、そして今回の補正予算第7号を合わせた累計額は、2兆2,281億4,449万1千円となります。

次に、その他の議案について、御説明申し上げます。

第56号議案から第66号議案までの11議案は特別会計について、第67号議案から第70号議案までの4議案は企業会計について、それぞれ事業量の確定などに伴い、所要の補正をお願いするものです。

第71号議案は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく補装具費支給申請手続において、本県が不合理的な判定等を行ったとした損害賠償等請求事件の判決に対し、控訴を提起するためのものがございます。

本事件につきましては、去る2月16日、さいたま地方裁判所越谷支部において、県に損害賠償金の支払いなどを命ずる判決が言い渡されました。

この判決内容を詳細に検討した結果、特に総合リハビリテーションセンターの医師が作成した意見書に誤りがあったとされた部分については、今後の補装具費支給認定事務に及ぼす影響が極めて大きいと考えられることから、判決を不服として控訴するものがございます。

なお、本議案につきましては、控訴期限の関係から急施を要しますので、他の案件に先立って御審議をいただきますよう特段の御配慮をお願いするものがございます。

以上で私の説明を終わりますが、何とぞ慎重審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。